平成２３年（フ）第４１９号
埼玉県熊谷市曙町２丁目15番地　ハートピアＡＫＩ１－Ｅ
債務者　松本喜代作
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　智章
4　破産債権の届出期間　平成23年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月17日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２８５号
千葉県佐倉市井野1547番地６
債務者　秋山貞淑こと　李　　貞淑
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　優子
4　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月17日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２６９４号
神奈川県大和市中央林間３丁目18番14号　林間ファミリーコーポ201号
債務者　五月女恵子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土居　久子
4　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月18日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８１号
静岡県田方郡函南町平井1753番地の1270　南箱根ダイヤランド35―387
債務者　森川　　喬
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一杉　泰博
4　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１８号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目３番地２―201
債務者　池田　裕彦
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　洋平
4　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３１９号
東京都多摩市豊ヶ丘６丁目３番地２―201
債務者　池田　　香
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　洋平
4　破産債権の届出期間　平成23年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６８号
岐阜県下呂市森694番地２
債務者　小池　義一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂井田吉史
4　破産債権の届出期間　平成23年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年１月23日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第５４１号
新潟市東区臨港町２丁目10番２号、住民票上の住所新潟市中央区上所３丁目18番２号サーパスシティ西新潟弐番館701号
債務者　宮沢　浩之
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　央
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０２１号
広島市安佐北区亀山８丁目13番２―16号
債務者　小川　伸也
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那須　　寛
4　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８７号
兵庫県南あわじ市湊1108―８、住民票上の住所神戸市西区伊川谷町有瀬1555番地の６607号
債務者　中嶋　浩一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　　真
4　破産債権の届出期間　平成23年12月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３９７号
宮崎市大橋１丁目175番地　メゾンリヴエール102号
債務者　阿南　幹夫
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江藤　利彦
4　破産債権の届出期間　平成23年11月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３０８号
北海道空知郡上富良野町泉町２丁目４番24号コーポシーマ203号室
債務者　津田　信一
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月21日午後４時20分
5　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２４号
北海道旭川市旭町１条16丁目2985番地の153
債務者　佐々木健一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　万字　　達
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月15日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
旭川地方裁判所民事部